

官民競争入札等監理委員会
第317回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第317回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和6年10月17日（木）15:30～17:06

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構／学術総合センター建物管理業務
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター／小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務

3. 報告について

- 文部科学省／ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務

4. 「令和6年度 事業選定方針及びプロセスについて（案）」について【非公開】

5. その他

- 総務大臣が行う評価の運用及び「JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務」の評価書等について

6. 閉 会

<出席者>

（委員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、大見委員、岡本委員、小尾委員、川澤委員、近藤委員、辻委員、中島委員、前田委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○石田委員長 定刻となりました。第317回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から5について御議論いただきます。このうち、議題4につきましては、御審議いただく内容が総務省における検討段階のものであること、また率直かつ自由に御意見を交換していただく観点から、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、議事次第2の「実施要項(案)」について、御審議をいただきたいと思います。実施要項(案)については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

小委員会Aの1件、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構／学術総合センター建物管理業務」について、事務局から説明の後、主査の中川委員より説明をお願いします。

○大上参事官 事務局でございます。1点、昨日御連絡させていただきましたが、事前にお送りした資料1-2の資料のうちですけれども、362ページ分の11ページに修正がございました。3番の(7)番、①番でございます。「警備業法第4条に基づく」というところですが、もともとの案を事前にお送りしたのですが、「東京都公安委員会」としておりましたところ、「都道府県公安委員会」に修正させていただきたく存じます。こちらですが、警備業法第4条の認定は、主たる営業所の所在地を所管する公安委員会が認定することとされておりまして、元案ですと東京都になりますが、実施機関としましては東京都の会社にだけ限定する意図はないことから、都道府県ということで修正させていただきたく存じます。小委Aの委員の皆様にも御連絡済みでございます。

以上でございます。

中川主査よろしくお願いたします。

○中川委員長代理 ありがとうございます。学術総合センター建物管理業務の実施要項(案)について、資料1-1、審議結果報告書に従いまして御報告いたします。

本事業は、千代田区一ツ橋にございます地下2階、地上2-3階の学術総合センターにおける統括管理業務、設備管理業務及び警備業務でございます。

事業期間は令和7年4月からの3年間、市場化テスト2期目となります。こちらの1期目の事業の評価審議が6月にございまして、1期目においては従前から続いていた実施事業者から新規の事業者へ替わっており、そのことが経費削減にもつながっていると評価され、1者応札になってしまった点以外は良好な結果でした。委員の中には、現状の人手不足の中で、複数応札を目指すのは状況が変わらない限り難しいのではないかと御意見もございましたが、まだ1期目ということもございまして、市場化テストを継続するという事になった経緯でございます。

小委員会での審議においては、市場化の明確化に関する意見のほか、人手不足の状況の中、少しでも多くの事業者に手を挙げていただけるようにと、入札参加資格要件についての意見が多くございました。

資料1-1の3、実施要項（案）の審議結果に詳しく記載がございますので、御覧ください。例えば論点3を御覧ください。事業者へのヒアリングにおいて、人員の確保が困難ということが入札不参加になった理由として挙げられていることから、資格要件を満たす人員は再委託先でもよいのであれば、その旨を記載すべきではないかと実施機関に検討を求めました。その結果、再委託先でも可能である旨を実施要項（案）に記載していただきました。

また、論点5では、入札参加資格要件で、法人としてISO9001、ISO14001、ISO27001、またはプライバシーマーク使用許諾書に係る登録証を有していることを求めておりましたが、これら3つを求める条件は厳しいのではないかと実施機関に検討を求めました。その結果、3つのうちの一つであるISO14001は、発注者が定めている環境方針等に従って建物管理業務を行っていただくことで十分であることが確認できたことから、要件から削除いただきました。

さらに論点7と8では、事業者に求める業務実績についての緩和を実施機関に御検討いただいたところ、それぞれ御対応いただきました。

本件は市場化テスト2期目ではありますが、入札監理小委員会においては新規事業者の参入を促すための取組について貴重な御意見を多くいただき、これらについて実施機関も前向きに御検討いただいたことから、課題である競争性の改善に向けて、よりよい実施要項（案）に見直されたものと思っております。

御報告は以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございます。

念のためのお伺いですが、資料A-2の右から2番目の列を拝見すると、下のほうに「コジェネ導入施設の管理経験がないため」という記載がございますが、恐らくこれを受けて、資料1-2の362分の11、この辺りで再委託先でも可とするという変更が入ったのだと推測いたしますが、念のためお伺いします。362分の11ページ目の（7）の②に「電気工作物の保安業務」という部分がございますけれども、この中に先ほどのコジェネレーションシステムが入るという理解でよろしいのでしょうか。

○大上参事官 事務局でございます。御認識のとおりでございます。

○辻委員 分かりました。ありがとうございます。

○石田委員長 そのほか御質問、御意見等おありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○中島委員 感想ということですが、今回、小委員会の皆様ができるだけ入札参加資格を緩和しながら、多くの人に参入をしていただくような工夫をされたという方向性は、私、大変すばらしいなと思いましたが、それに基づいてこういう形で整理をしていただい

たということで、私自身はこの内容について大変よいものだというふう感じております。
以上です。

○石田委員長 御意見ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたします。

次に、小委員会Bの1件、「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター／小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務」について、主査の川澤委員より説明をお願いします。

○川澤委員 ありがとうございます。まず、初めに、9月20日の入札監理小委員会Bグループにおきまして、国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務について、民間競争入札実施要項(案)を審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。資料2-1を御覧ください。

まず、1ポツ、事業の概要でございます。本事業は、東京都小平市にあるセンターの神経研究所におきまして、研究活動に必須となるマウス・ラットといった小型実験動物の飼育管理や飼育器材の洗浄などを行う事業でございます。事業期間は来年4月からの3年間となります。今年の6月、当時の小委員会Cで事業評価の審議を行いましたところ、競争性の確保に課題が認められたことから、市場化テスト継続となりました。今回審議を行いましたのは、市場化テスト2期目の入札実施要項となります。

続きまして、2ポツ、事業の評価を踏まえた対応についてでございます。論点は2つございました。6月の事業評価では競争性を確保していくための方法について議論をさせていただき、センターからは事業所へのヒアリング結果を踏まえ、新規の事業者開拓に力を入れる方針であること、また実施要項の内容を丁寧にアナウンスしていくことについて御説明がございました。

また、2ページ目、3ポツ、その他の修正変更についてでございます。2期目の市場化テストを実施するに当たりまして、業務従事者の要件を緩和していただくとともに、業務従事者の配置人数につきまして、誤解を招くような例示の削除について御対応をいただきました。

そして4つ目、実施要項(案)の審議結果についてでございます。以上の事業評価を踏まえた対応やその他修正変更を踏まえまして、9月20日の小委員会では引き続き競争性の確保に向けた取組を中心に、4ポツに記載させていただきました3つの論点について議論を行いました。まず、事業者に求められる業務水準につきまして、業務マニュアルの類いが受託前に閲覧可能であるならば、その旨を実施要項に記載できないかとの御提案がありました。センターにおいて、その点については御対応いただいております。

次に、業務従事者の要件につきまして、やはりなお厳しいのではないかとの御意見もございました。この点につきましてはセンターのほうで御検討いただきましたが、実験動物

の飼育管理については、ペットショップや動物園における動物管理とは異なる専門的な知見が求められるとの理由で、原案を維持するとのことでございました。

最後に、本件が競争入札になじむ事業なのかどうかについても確認がございました。この点については、センターのほうでも類似の事業について競争入札が行われることが確認できたとのことですが、当委員会としては、引き続き入札案件の周知などに向け、情報収集をしていただくよう事務局を通じてセンターにお願いしたところです。

最後、5ポツ、パブリックコメントへの対応について。パブリックコメントについては既に実施済みでございますが、特段意見は寄せられていない旨報告がございました。

小委員会で審議した内容は以上でございます。引き続き競争性の改善に向け、センターにおいてさらなる情報収集や参入可能性のある事業者の開拓に努めていただけることを期待したいと考えております。ありがとうございました。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、ただいま説明がありました内容について御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 ありがとうございます。本要項（案）、初めて見るものですから、既に議論されている、あるいは専門的に無理だということが検討されたかもしれませんが、4点ばかり質問させていただいてよろしいでしょうか。

○石田委員長 はい。

○岡本委員 まず、第1点目ですけど、56分の6ページ、①実験動物飼育管理のA、概要というところです。ここに「小型実験動物（マウス、ラット）は2日間の作業がなくとも適切な状態に保つことは可能なので、週休2日（土日休み）の勤務は差し支えない」という記述がございます。仮にそうということであれば、先ほども議論ありました民間事業者を増やすという観点から、土日以外の平日においても、イの飼育管理やウの飼育関連業務といった作業を毎日行うのではなくて、例えば隔日、1日置きとか、あるいは週3日とすることは可能でしょうかというのが第1点目です。

続けてよろしいでしょうか。

○石田委員長 はい。

○岡本委員 じゃ、2点目申し上げます。56分の15ページ、⑰業務体制及び業務従事者の管理、アの業務従事者の配置及び身分の明確化というところでございます。この箇所の冒頭の1つ目の文章に、「受託者は、業務を遂行するために必要な知識、技術等を有する業務従事者の必要数を業務現場に配置すること」という記述がございますが、ここで言う必要な知識、技術とは、56分の10ページの③業務従事者の資質と目安となる人員のAのA)の統括責任者からD)の技術員Bに記載される各要件のことでしょうか。

また、最後の4番目の文章に、「また、センターは、上記必要条件を満たした作業従事者の確保・配置を受託者に要求することが出来ることとする」とあります。ここで言う上記必要要件というのは、先ほどと同じ要件のことでしょうか。

さらに3番目の文章に、「尚、センターが不適切と判断した業務従事者は、当施設での業務作業を行うことは出来ないこととする」とございますが、この文章の趣旨に同意するものと私は思っておりますが、この場合、センターが不適切と判断した理由を明示するようになるべきだと考えますが、そのような検討はされたのでしょうか。あるいは、どのようなお考えかをお持ちかお聞かせいただきたいと思います。

3点目、56分の17ページ、5) 契約の形態及び支払のイの項目です。2つ目の文章に「特段の事情の無い限り、月末締め、翌々月末支払いとする」とございますが、これは業務実施の2か月後に支払うという意味ですよね。翌月末支払いというのは無理でしょうかということが疑問に思いました。

最後の4点目です。56分の26ページ、⑩の再委託の取扱い、アの再委託の合理性等という項目でございますが、ここに「その全部または一部について再委託を行う場合は」という記述がございますが、私は基本的に全業務を再委託するというのはおかしいのではないかと考えておりますので、この場合、全部の再委託を可能にする理由は何なのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

○平井企画官 御質問ありがとうございます。

まず、56分の6ページについての質問でございますけれども、ここについてはセンター側に確認をしたいと思っております。

○事務局 申し訳ございません。担当者から補足をさせていただきます。

1点目の御質問につきましては、月曜日から金曜日の間、毎日勤務をしなくてもよいのかというところですが、そこは明示的にセンターのほうに確認をしたわけではございませんが、56分の54ページを御覧いただきますと、作業シフト表というところでシフト表の例が示されているところでございます。要は飼育スペースが広うございますので、順々に各スペースの動物の飼育管理業務をする必要があると伺っておりまして、日ごとに別々のエリアでの作業を求めるところでございますので、これらに網羅をされているところを4日間ないし3日間なりでカバーできればいいということになるんでしょうけれども、基本的にはあまり現実的ではないのかなと事務局としては考えているところでございます。

○岡本委員 すみません、今の御説明はどういうことでしょうか。毎日、週5日間いないといけないという意味ですか。

○事務局 週に5日間で、要は順々にほかの動物を飼育管理するというのでしょうか。

○岡本委員 ということは、要項(案)は今のままでということになるということですか。

○事務局 はい。実施要項(案)は今のままでという理解で事務局としてはおります。

○岡本委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 続けて、2点目のほうもよろしいでしょうか。2点目、すみません、具体的な

ページ番号だけ聞き逃してしまって、何ページの記載になりますでしょうか。

○岡本委員 2点目というのは、56分の15で、⑰の業務体制及び業務従事者の管理というところで、いろんな要件というのがあると思いますけどもということで先ほど御説明いただきました。もう1回申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○事務局 いいえ、ページ数だけ聞き逃してしまいまして、大変失礼いたしました。

先生御指摘の点の、例えば不適切と判断した理由をきちんと開示をすべきではないかという御意見いただきましたけれども、そこについては確かに実施要項のところには明記がされていないところがございますので、センターの実際の運用も確認をした上で、実施要項のほうに追記ができそうだとということであれば、そのように対応させていただきたいと考えております。

なお、必要な知識、技術等についても御質問がありましたけれども、基本的には業務従事者に求める資格要件であるとか、あるいはセンターのほうで受託者に研修を実施するといったような記述もございますので、そちらの内容についてきちんと理解をしているとか、そういったところについても判断材料になってくるのかなと考えているところがございます。

○岡本委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 2点目はこれで網羅されておりましたでしょうか。

○岡本委員 はい。

○事務局 ありがとうございます。

3点目につきましては支払いに関する御質問でしたよね。こちら翌月末払いとできるかというところで、こちらも明示的には確認はできておりませんが、一般的な感覚で申しますと、大体受託者から請求があって、そちらのほうをセンターとして確認した上で支払い手続をするというところで、一般的なスケジュールにはなっているのかなと思ってございます。

○岡本委員 すみません、ある月末に締めて、1か月間で精査するのではなくて、精査に2か月間要するということですよ。今の御説明は。

○事務局 そうですね。まず、精査をした上で、支払いにもそれなりの手続がかかるというところで御理解いただければと思います。

○岡本委員 そこに特段、私、こうしなきゃいけないという意見を持っているわけじゃないのですが、なんか遅いのではないのかなという気がしたので、先ほどの御質問をさせていただきました。特段問題がなく、一般的にそうなっているというのであれば、それで結構です。

○事務局 ありがとうございます。いただいたコメントについては、実施機関のほうにもお伝えをしたいと思います。

○岡本委員 よろしく申し上げます。

○事務局 最後の再委託の関係でございます。全部再委託が認められ得る記載になってい

るところでございますけれども、もちろんこちらに記載されているように、再委託を行う際には、合理性等々センターのほうで判断した上で許可をするということになってございます。

なお、センターに実際の運用のほうをお伺いしたところ、基本的に全部再委託については認めていないということでした。

○岡本委員 であるならば、ほかの事案でも全部再委託は認めてない事例もあったと思いますので、そういうことであれば全部という記述は削除されたほうがよろしいんじゃないかという意見があったというふうにお伝えください。

○事務局 ありがとうございます。実施機関のほうに申し伝えまして、対応できるということであれば、対応したいと思います。

○岡本委員 よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見、御質問のある委員、いらっしゃいますでしょうか。大見委員、お願いします。

○大見委員 岡本委員から御発言があった点に関連しているのですけれども、業務委託契約の場合、通常は報酬の支払いというのが翌月末払いというふうに規定されている契約が多いかなという印象を持っているのですけれども。なので、一般的にはこちらのほうが多いかなと思ったので、その点のみコメントさせていただきます。

国の場合は精査に時間がかかるということもあり得るのかなと思うので、翌々月末払いだといけないとかそういうことではないのですけれども、一般的には翌月末払いというのが契約書としては多いかなと思いますので、その点のみコメントさせていただきます。

○石田委員長 貴重な御意見ありがとうございます。では、そのことも併せて伝えて、御確認をお願いいたします。

○事務局 分かりました。

○石田委員長 そのほかにはよろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。

今の4件、確認済みのものが1番目というものもありましたけれども、確認が必要あるいは対応できるものがあるかどうか確認いただいた上、その後、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

確認の進め方等今後の取扱いについては、私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第3の「報告」について、御審議をいただきたいと思います。

小委員会Aの1件、「文部科学省／ICTを活用した「生活者としての外国人」のための

日本語学習サイト充実のための調査研究業務」について、事務局より説明をお願いいたします。

○大上参事官 事務局でございます。資料3を御用意いただければと思います。

まず、報告案件についてですけれども、初めての委員の方もいらっしゃいますので、御説明させていただきます。

市場化テストの対象事業は、公共サービス改革基本方針の別表に定められておりまして、別表には事業名のほかに市場化テストの対象範囲ですとか、入札の実施予定時期、契約期間なども記載されております。他方で、様々な事情によりまして、別表に記載の内容から変更が生じる場合が多々ございます。年に数件ぐらいはございます。その場合、変更に伴う逐次の閣議決定を要さずに、あらかじめ委員会に報告案件としまして御説明して、御了解を得た上で手続を進めさせていただいております。その上で、直後の基本方針に必要な場合は、変更を反映させているところでございます。

これから御説明する案件につきましては、基本方針別表に記載されている市場化テストの実施時期を1年延期することについて、実施機関から申出があったものでございます。

では、資料を簡単に御説明いたします。

本件事業は、日本語教室がない地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で日本語を習得できる日本語学習コンテンツを開発、提供する業務となっております。

この業務は大きく、コンテンツを充実させるための調査研究や開発と、2つ目としまして、コンテンツを掲載する日本語学習サイトの運営の2つから構成されております。

この業務ですけれども、競争性に課題があることから、本年6月の基本方針において市場化テスト対象事業に選定されまして、令和7年4月から開始する事業について、市場化テストを実施することが予定されていたものでございます。

今般、実施機関である文部科学省から、資料3のとおり、市場化テストの実施を1年延期したい旨申出がございました。

経緯としましては、選定当時は従来どおり文部科学省の一括計上予算の事業として実施することを前提としておりましたところ、7年度概算要求の検討段階におきまして、役務内容を調査研究業務とサイト運営の2つに分割した上で、予算もこの2つそれぞれ、調査研究業務については文部科学省、サイト運営に係る業務についてはデジタル庁に計上することとされたものということです。

役務内容の分割及び予算の分割計上に伴いまして、今後の予算折衝の過程で、それぞれの仕様書に影響する内容の変更の可能性があるため、実施要項の作成など、市場化テストの実施に係る対応が困難とのことでございます。このことから、市場化テストの実施を1年延期し、令和8年度に市場化テストを実施したいとの申出がございました。

本件につきましては、10月8日に開催されました小委Aにおきまして、御了解いただいたところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○石田委員長 ありがとうございます。ただいま説明がありました内容について御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○小尾委員 すみません、小尾です。よろしいですか。

○石田委員長 お願いいたします。

○小尾委員 これ文科省とデジ庁、2つに分けるということですが、それぞれ今後、市場化テストに入るということですか。分割した上で、文科省だけ市場化テストというわけではなくて、デジ庁側も市場化テストに乗る。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。どのような額、業務内容、特に額ですね、分割されるかまだ分からないので、それを見てからまた改めて検討して、御報告させていただきたいと思います。

○小尾委員 分かりました。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。

それでは、小委員会Aの報告については、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続き、議題4は非公開での審議となります。

(中略)

それでは、議題第5について、御審議をいただきたいと思います。

ここからは公開での審議となります。

まず、本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○大上参事官 事務局でございます。こちらですけれども、9月4日の監理委員会におきまして御審議いただきました「JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務」の評価書について、こちら委員会において御議論いただきまして、いろいろ御意見をいただきました。評価書における総務大臣と委員会の関係の整理ですとか、そういった御意見を様々いただきましたので、事務局において修正案を作成いたしまして、皆様に御確認いただきました。その結果、12名の委員の方からは御了解いただきました。お示した案は、後で御説明しますけれども、案1でございます。

他方で、石田委員長からは再度御意見をいただいております。それが案2でございます。また、石田委員長から、総務大臣が行う評価書に委員の意見を記載することについて、本日の会議において再度御審議いただくよう御指示がございましたので、本日議題といたしました次第です。

今回御審議いただきたい主なポイントとして、資料D-1の冒頭の囲みのところに書いてございます評価の運用の変更につながる話ですので、そういったことですか、本件の

JICAの評価書をどうするのか、また委員長から御提案いただきました委員会の意見表明について、この3点について御議論いただければと思います。

まず、事務局から資料D-1に基づきまして、考え方ですとか、そういったものを御説明させていただきたいと思います。

D-1のローマ数字のIに記載のとおり、法第7条第8項では、評価は総務大臣が行うものとされており、総務大臣が行う評価につきましては、透明性や公正性の観点から、皆様も御審議いただいている市場化テスト終了プロセス運用に関する指針、これからは指針と申し上げさせていただきますけれども、こちらに記載する評価基準に基づいて評価を実施しております。主に競争性、サービスの質の確保、あとは経費の面の効果ですね。サービスの質も実施要項であらかじめ設定をしているところをごさいます、こちらにつきまして評価をしております評価書の記載もそのとおりにしております。評価基準以外のことにつきましては、評価書に記載していないところをごさいます。

こちらの運用は、最初に評価を行った平成20年から変わっておりません、実施機関もこのことを前提に取り組んでいることすとか、あと政府や総務省におきまして、こういった運用を見直す機運もごさいますので、今後もこの運用を維持することが適当であると事務局では改めて整理をしております。

こちらの考え方にに基づきまして、9月8日に御議論いただきましたJICAの評価書、こちらについて整理をした修正案は、先ほども言及しましたけれども、案1、資料D-1ですと22分の5ページ以降になっております。皆様に御確認いただいた案のとおりでございます。

こちら紹介した際にメールにも書かせていただきましたけれども、一部委員の意見を追記とした趣旨としましては、評価書本体は総務大臣が評価基準に基づき行う評価で、追記はその評価に影響しない事項であることを明確にするために評価に影響しない。このことから、評価書から分けて追記としている。それを明確にするために分けたものでございませぬ。

実は案1を検討する際に、評価にこれらは影響しないので、評価書から完全に分けることも事務局では考えたのですけれども、基本方針に評価は委員会の議を経ることとされていることすとか、一部委員の強い御意見を尊重しまして、このような形としてはどうかと考えているところをごさいます。先ほども申しましたが、案1につきましては、12名の委員の方々から異論なしとの回答をいただいたところをごさいます。

他方で、石田委員長から、追記について評価書本体でも言及するべきとの御意見をいただきまして、その御意見を反映した評価書案が案2となります。22分の14ページになります。このうち、青字の部分が、石田委員長から事務局案に対する再修正の案としていただいた記載の部分となります。

総務省としましては、先ほど御説明しましたとおり、追記の内容は評価に影響しない事項であることから、評価書本体には記載しない案1で、本件の評価書を確定したいと考え

ているところでございます。

また、石田委員長から、今後の委員会の意見表明の手順ですとか、勧告についての御意見をいただいたため、総務省の考え方としまして、ごく簡単にですけれども、D-1の22分の3ページ目に総務省の考え方を記載してございます。

こちらですけれども、今まで御説明したことの繰り返しにもなります。評価書の今後の運用につきましては、総務省としましては、評価基準以外の事項について総務大臣が評価を行うこと、評価書に記載することは慎重に考えております。実施機関にとっても、こういった長年培ってきた運用をこのタイミングで変更することについては、かなりの抵抗感があるのではないかと考えております。

また、委員会の意見の表明ですけれども、委員会は御承知のように原則公開となっております。委員の皆様には、公開の場である委員会において御自身の意見を述べていただきまして、発言者が分かる形で作成する議事録の公開をもちまして、それぞれの意見を実施機関や国民の皆様に表示していただいているものと認識しております。制度発足以来、このような考え方でこの委員会は運用してまいりました。

また、これも周知のことですけれども、この委員会は独任制ではなくて、合議制の委員会となっております。議事につきましては、委員会において御審議、御議論いただきまして、委員会として結論を出していただくことが制度上想定されているものと認識しております。委員会の議事が政令において多数決で決することと定められているのも、その考えの表れかなと考えております。

ですので、委員会の意見ですとか見解を表明する場合は、もちろん公開の場で御審議、御議論いただいた上で、合議制の第三者委員会としてふさわしい形で公表していくことが望ましいのではないかと事務局では考えているところでございます。その意味でも総務大臣が作成する評価、評価書におきまして、一部委員の意見を記載することには、先ほども申しましたけれども、総務省としては慎重に考えているところでございます。

なお、最後に書いてございますが、過去に3回、委員長見解ですとか、委員長談話というものが公表されております。当時の議事録を見ますと、委員長見解は、実施要項審議における実施機関の対応が、公サ法に規定されている委員会の職責である実施要項の審議を制限するような対応であったりですとか、そういったもので委員会の職責の行使に重要な制約が生じるリスクがあるという委員会の認識に基づくものだったようで、実施機関においてこのような対応が繰り返されないように他の実施機関にも伝えるという趣旨で、委員会の総意を委員長見解として公表したものと認識しております。こういった場合も勧告というものがなされていないことを、最後に申し添えさせていただきます。

では、委員長、資料の御説明よろしくお願いたします。

○石田委員長 事務局案の御説明ありがとうございました。

では、少し私のほうから説明をさせていただきます。少し議論のおさらいになりますが、この監理委員会では法に基づき入札実施要領の審議と、事業実施期間終了時に評価結果を

審議し、終了プロセスか継続かを判断しております。評価結果審議では、先ほど事務局からもお話がありましたように、競争性が確保されているか、質が担保されているか、経費削減効果があったのかといった主に3つについて、これが認められれば終了プロセスへ移行し、事務事業は監理委員会の手を離れることとなります。

しかしながら、終了プロセスという結果に至ったものの中に、ごく少数ですが、そもそも実施事業の実施方法自体に問題があるのではないかと疑問に思う事業があり、それについて何の意見も付さずに終了するのは、公サ法及び公共サービス改革基本方針の趣旨に反するのではないかという問題意識を私は持っております。今回、JAICAエッセイコンテストの評価案審議において、一部委員から強い意見表明があり、小委員会は「評価に一部委員の意見を付してもよいが、意見表明の在り方については本委員会で審議・決定することを求める。」と結論しました。そうしたことから、本日、前回に引き続き審議することとなりました。

委員長としては、今回の事案が監理委員会で初めて取り扱うものであることから、今後、類似の意見が表明された場合に、小委及び本委員会で全体として様々な意見に対応できる整合性のある統一したフローが必要であると考え、今回、資料を提出した次第です。

御議論いただきたい点は3つあります。1つ目は意見の分類分け、2つ目は意見表明の在り方、3つ目は分類した意見により意見表明の在り方に違いを設けるか否かです。資料のD-2を御覧ください。ざっくりとしたフローですけれども、小委員会から意見の表明があった場合、小委がそれを認めれば、それは意見表明として出す。ただし、小委の承認がなければ意見表明なし。さらに、小委で総意が得られれば、それは本委員会のほうに持っていく。本委員会で承認が得られれば委員会の意見表明。本委員会では総意を得られず、小委の総意のみであれば小委の総意、意見表明。小委の総意が得られないときに、反対意見があれば一部委員意見表明、反対意見あり。反対意見がなければ一部委員意見表明なしという形でいく。

次のページを御覧ください。本委員会のほうから意見表明があった場合には、本委員会で承認が得られ、本委の総意であれば委員会の意見表明。本委員会での総意が得られない場合には、一部委員の意見表明。反対意見があれば反対意見あり、なければなし。本委員会の承認がなければ意見表明なしというフロー、あるいは分類が考えられるのではないかとこのように分類を分けたものです。

意見表明の在り方についてですが、事務局からの説明は今まで抑制的に運用されてきたということですが、公共サービス改革基本方針の評価の観点を見ますと、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する総務大臣の事業の評価は、以下の事項について効率性、有効性、妥当性、必要性等の観点から行うこととし、その際、社会情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案するとして、以下の事項の中の一つに対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また民間事業者の創意と工夫が発

揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているかということが観点として挙がっており、さらに後段のところで、実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無や、今後の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策を整理した上で方向性を示すとしておりますので、今回は一部委員の意見表明でしたけれども、本委員会の総意あるいは小委員会の総意であれば、評価結果、評価書のほうに意見を表明するということもあり得るのではないかと考えたところです。ただ、今回は一部委員ですので、追記が適切なのかなと考えております。

ただ、事務局案は、追記の場合にも評価書には記載しないという案ですが、私としては、民間では重要なことは前に書くのが当たり前ですし、追記のみでは意見が埋もれてしまう可能性が高い、また国民に分かりやすく示すという観点からは、評価書の2、評価、1、概要に書くべきと考えておりますが、皆さんいかがでしょうかということで議論をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

論点が3つあって大変とは思いますが、どの辺からでも結構ですので、忌憚のない御意見をいただければと思います。先ほど事務局からも出ましたが、今までは委員長談話、委員長見解が2つということで、このような一部委員の意見の表明というものはありませんでしたので、今後もあり得るかということで少し丁寧に議論したいということです。

岡本委員、お願いします。

○岡本委員 私、本件については最初から議論に参加してなかったので、強く意見を申し上げる立場にはないと思っておったのですが、先ほど大上さんのほうから意見なしということでお答え、私も意見なしということで回答させていただいたのですが、今回、委員長のお話があったということで改めて案1、案2を読ませていただいたところ、事務局には申し訳ないのですが、それほどなぜ、評価書の中に抑制的に表現することを主張されるかということについて、若干の疑問がやっぱりございます。正直言って、別に書いてもいいじゃないかという気は強く持つておるのです。

例えば事実だけを書けばいいのかなと思っておりまして、これは修文案というわけじゃないんですけど、委員長の修正案のところで、22分の15の1の概要のところで修正案が出ているかと思いますが、事実だけを書くのだとすると、「事業の実施にあたり留意することを望む」という最後の文章、これは削除して、一部の意見と反対意見があったということまでを書いたほうが、追記がなぜあるのかということが読者がよく分かると思うのです。それを拒む理由がよく分からないというのが第1点目。

それから、議事録全部オープンにしているじゃないかという意見もあるかと思うのですが、そんなに世の中の人が議事録を全部見る人というのはあまりいないと思いますから、委員長おっしゃったようにアンサーファースト、結論を先に述べておくというところは、やはり私もそれは賛同いたします。

そこで事実だけを書いておけばいいという観点からいうと、「事業の実施にあたり留意

することを望む」という言い方はちょっと価値判断が入ってきているような気もいたしますので、これは削除したらどうかという結論に至ったということをお願いしたいと思います。

細かい、以前の議論の経緯をよく存じ上げないので、それ以上のことは強く申し上げられないのですが、表面的に出てくる文章としてはそういうふうに思います。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかに委員、御意見。お願いします。

○大上参事官 事務局から今のことに對して考え方を述べます。

繰り返しですけれども、評価はあくまでも終了プロセスに移行することが適当という評価です。なので、これ以上のことは、評価書本体においては、総務大臣が行う評価としては記載は不要とっております。あとまた、公認会計士の監査結果報告などを見ても、評価に関係することがない追記事項については言及がないです。なので、そこは分けてやるというのがいいのかなと考えています。評価基準にないことまで評価の結果に書くということは、むしろ積極的に不適當というふうに事務局では考えているところでございます。

○岡本委員 今の、よろしいでしょうか。御意見について。だからどうということをつもりはないんですけども、不適當かどうかという判断するのは事務局ですか。

○大上参事官 総務大臣です。

○岡本委員 総務大臣ですから、それは総務大臣の意見表明を見て、それを読む方がどう判断するかというのが多分重要だろうなと私は思います。

申し上げたいことは、こういう文章で何を書くかというのは、読んだ方がその文章からどういう判断を出すかということについて、適切な情報を与えることが一番重要なことじゃないかと思っておりますので、今、普通のというか、従来の終了プロセスにおいて議論がなかったようなこととは違う、ある意味で異例な状況が生じたと私は理解しておるんですけども、そうじゃなかったら、そうじゃないと言っていたら結構なんですけど、一部の委員からは強い意見があり、それに対する反対意見もあったということであれば、それは書いておいていいのではないかと。

そして、追記だけがあればいいとおっしゃる意見だと思うんですけど、なぜこの追記があるのかということ、読んだ方が適切に理解できるような説明文章ぐらいはどこかに残しておいたほうがいいじゃないかなと思います。それが概要の2行であればそれでいいし、そこが不適切であれば、もっと別の書き方があるかと思っておりますけども、概要の2行、「なお」以下の文章は絶対要るということを行っているつもりはないんですが、何で追記があるのかと。通常の終わり方ではないプロセスがあったというような、におわすような追記があるということについては、それなりの説明が本体の中にあつたほうがいいと思います。

○大上参事官 御意見ありがとうございます。事務局でもこれは意見が2つに分かれて、評価書から全く別のもの、評価は総務大臣が行うものなので、前の委員会でも御意見が委員の方から出ましたけども、これは分けるべきという意見とかなりこだわっている委員長

もございますので、ここで言及する。だけども、評価の基準ではないので、参考ということを書くのが精いっぱいではないかと。そのぐらいで、前者が本来なのではないかというふうに本当は考えているところですがけれども、前の体制で議論した話ですので、収めどころとして追記なのかなというふうに事務局としては考えているところです。

評価は評価基準に基づいてやっているという、15年以上の積み重ねもございますので、ここで評価の結果でこういったことを書くというのは唐突感もございますし、今までもこういった事業はゼロではなかったというふうに認識している先生もいらっしゃいますけれども、その際も委員会の審議において御議論、御意見の表明をいただいて、必要であれば実施要項に反映するという形で委員会には御協力、御尽力いただいているところですので、それはそれなのかなと正直思っているところでございます。

○石田委員長 ほかにも委員の方、御意見等ございますか。岡本委員まだあると思いますが、私からも一つよろしいですか。

いろいろと御指摘いただいてありがとうございます。評価書の中に書くということには大変な抵抗感があるということですが、唐突に追記というのも唐突感があって、いろんな論文とか、それから財務諸表でも括弧、米印で注記というのはありますので、同じフォントの大きさではなくても、括弧、米印で小さく追記に記載するとおりというふうに、岡本委員がおっしゃるように事実だけ書くという手はあるかなと思うのです。括弧注みたいに。何も書かないでいきなり追記では本当に埋もれますし、何のためのものなのかも分からないと思うのです。なので、括弧注ぐらいでさせてもらえるとありがたいなと。

ただ、思うのは、今回はフローも一応、作りしましたが、一番ランクとしては低い、一部委員の意見で反対意見もあるというものだったので、これがもし小委員会の総意だったり、本委員会の総意だった場合はどうするんだというのもきちんと、JICAのことだけでなく、議論しておかないと今後出たときに困るということと、あとこういう手段もあるということが分かっているならば、これからの小委員会での議論でも、今まではひどいなあと思いつつながら、終了プロセスでさよならというところを何らか意見が言えるという、公サ法の基本理念とか趣旨ということに沿いたい。国民のためにと考えると、今までのやり方ではなく、もう10年以上、20年近くたっていますが、ここでひとつこういう意見の表明の仕方、あるいは追記の仕方があるということで整理しておくというのもよいのではないかなと思った次第です。

では、岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 今、委員長がおっしゃったことに多くのことは賛同するんですけど、すみません、あえてちょっと強めに申し上げてしまって、かちんとこられるかもしれません。大変失礼しますが、今までの過去の経緯があったのは確かにそのとおりだと思います。それを保守的に捉える立場もそのとおりだと思うんですけども、逆に言うと、出来上がってもう15年たっているではないかと。それから、参事官が最初おっしゃったように、大どこの事業はもう出尽くしてきているわけですね。ということは、世の中のこの取組が発

展をしていって、世の中の状況が当初の法の想定よりも若干ずれてきていることって、やっぱり生じてきているのだと思います。

だから法律を変えろとまでは申し上げませんが、実際の運用の中で幾つか修正ができるような案件については、柔軟に対応していったらどうでしょうか。事務局、私もそちらの立場にいたことがあるのでよく分かるのですが、あくまでもこれはこうなんですと、先生方の意見はこの範囲で収めてくださいという言い方をされると、いや、世の中変わってきているじゃないですかと。公サ法の流れについても、それは全部存じ上げませんよ、私は。公サ法の流れについてもいろんなことができましたので、この際、こういう不都合な事態が生じた場合には、それを事実として書いておくというのが私はいいのではないかなと思います。

書き方は、私は特に意見ありませんので、いろんな知恵が出てくるかと思いますので。ただ、従来どおりに終わる終了プロセスとは違うような痕跡は残しておいたほうがいいのではないか、残しておくべきなんじゃないか。あえて強く言うと、そういう意見です。

○大上参事官 前田先生、お願いします。

○前田委員 ありがとうございます。いろんな意見はあると思うのですが、ちょっとお聞きしたいことは、評価をするのは総務大臣であるということなので、私は基本的には事務局案でいいと思うのですが、その上で、例えば追記というのが本当に要るかどうかという議論があると思うのですが、私なんかは基本的には1人1票持っている場合には当然反対意見は書くべきだと思うのですが、総意という場合に基本的にそれは、私自身は議事録を読めばいいのじゃないかということなのですが、私の質問は、追記を書く場合に、これは総務大臣が追記は書かなくてもいいと言った場合、これは必要ないと言った場合にも書けるものですか。この辺り扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

○大上参事官 制度上は要らないと言えば書かないものです。

○前田委員 仮に総務大臣に持っていったときには、こんな請求は自分は認めないと言った場合、書けないということになりますか。

○大上参事官 そうですね。総務大臣が評価主体なので制度的にはそうですが、先ほど私ども説明しましたが、公共サービス改革基本方針の中、閣議決定ですけども、こちらに評価書案については委員会の議を経ることと書いてあったので、一応尊重はするというふうには扱いとしては考えておりますので、委員会の意見を尊重する、評価基準とは異なるけれども、尊重するというところでお示ししたのが案1でございます。法律上は、権限は委員会にはございませんが。

○前田委員 ということは、尊重されるので、持っていけばさすがに総務大臣も追記ぐらいいいかというふうになるのだろうけども、本文に書く場合にそれが認められるかどうかは全く分からないということですよ。

さらに言うと、私、追記を書くのもいいのですが、それ自体、そういう意味では

事務局案はぎりぎり賛成なのですが、一部委員から意見が出てこういうことになっているのですが、多くの意見が出た場合にいっぱい書くということになりますけども、それはそれで書くということですか。

○大上参事官 もし複数の御意見を賜った場合は、意見の表明をするということはこの委員会がお認めになるのであれば、そうせざるを得ないと思いますが、先ほど委員長もおっしゃいましたけれども、総意の場合は、今まで委員長意見として委員会の総意の意見を表明した委員長見解ということで示すという慣例がございますので、そういったことも考えられるのかなと思っております。

○前田委員 総意の場合は書いてもいいと思うのですけれども、それぞれの委員がちょっと違う角度で言う場合もありますよね。そうすると、收拾がつかないのかというふうにも思います。私の結論は、事務局案で追記を書くということでぎりぎりいいのかなというのが、私の考えであるということでありませう。

○大上参事官 いろんな御意見を賜る場がこの審議会、委員会の健全な姿ですので、合議制の機関として御議論いただいて、議決をいただくという形にしているのは、そういうことというふうに事務局では考えております。ですので、個別の意見をこういった形で表明するという事は厳に慎んできたと考えております。

○前田委員 でも、ぎりぎりこれであれば何とかというのが、今の事務局案ということですね。

○大上参事官 そうですね。ぎりぎりかなと考えております。

○前田委員 私も、だからぎりぎりこうかなと思います。

○大上参事官 本当は分けたほうが制度上は趣旨に沿っているというふうな。

○前田委員 だから本文に書くというのは、できれば避けたほうがいいのじゃないかなと私は思います。これは私の意見であります。ぎりぎり事務局案だと思います。

○後藤事務局長 委員長、よろしいでしょうか。補足ですけれども、委員会の多数の方々も是非こうだという方向性が、皆さん同じ方向を向いているのであれば、まさに委員会としてそこは表明していただくのが通常の話だと思います。今回、一部それぞれの方が、まさに意見が反対の方向、違うことをいろいろおっしゃっているの、こういう意見が出ましたというのを追記という形で、評価書とは別に切り離して添付するというのが、事務局として考えられる案ということでお示したということでございます。

○石田委員長 ありがとうございます。今回は初のケースということで、小委員会のほうも、私、小委委員でおりましたが、どこまで総意というのですか、承認するかというところが、こういうフローがなかったもので、「意見がありました。評価書に載せてもいいですか」、「いいです。ただし書きぶりについては本委員会を決めましょう」となりました。次に本委員会に案として示すときに、「一部委員より総意のほうがいいので、総意があったかどうかを、各委員へ個別に聞く」という形で、そこで初めて反対意見が出て、じゃ反対意見も書きましようとなりました。もともと何か意見があったら必ず今回のように書くとい

うことではなく、小委できちんと書くということについて、そこは合意が得られたと。その後のフローが決まっていなかったのが、今回のようにちょっともめたということなので、そこを今回は明確にしたい。

だから誰かの意見があって、それは何でも意見を記載するというのではなく、それについておおむね小委では「書いてもいいでしょう」ということになったということは、ちょっと付け加えさせてください。ただ、その書きぶりについては本委員会に委ねられたので、それについて考えましょうということと、今後こういうことがあったときに、きちんとあらかじめフローを定めておいたほうが議論しやすいだろうということで、今回お示ししたということです。

すみません、ほかの委員の方、御発言。辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

私、個人的な考えでは、終了プロセスにのった案件に関していろいろ考えるべき事柄があるので、ぜひ国民の皆さんにも知っていただきたいというものについては、ぜひ国民目線で分かりやすいように表現することも必要なのではないのかなと思っております。ただ他方、公サ法の7条8項を見ると、主語が「総務大臣は」って書いてあって、総務大臣は評価を行うという文言上の理由があるので、事務局の立場も分かるところでございます。

1点ちょっと確認したいのですけれども、今回もし案1を取ったとして、そしてかつ総務大臣が追記を書くことに賛成したと仮定して、その後の実際の処理なのですけれども、追記というのは、総務大臣名義の評価書と一体的に、物理的に一体というか、多分ネット上では同じPDFになるのか、国民の皆さんが評価書案を見た場合には、必ず追記が見られる方法で公開されるのか。それとも、そうとは限らなくて、総務大臣名義の評価書があって、それとは別のPDFで追記がつくられてしまって、将来何年後かにどこかで追記が行方不明になってしまうとか、そういうことはあたりするのでしょうか。

○事務局 公表の仕方は今までと一緒で、評価書と実施機関からの実施状況報告、今回の場合は評価書の追記として今回の追記がありますので、それを全部一体化したものを公表することになります。

○辻委員 それですと、国民目線で見ると、関心のあるものを見つけて、評価書を見ていくと、必ず最後に追記が書かれているので、そうするとちょっとこれ議事録を見てみようかなというふうに、そういう契機になるという理解でよろしいでしょうか。

○大上参事官 御認識のとおりです。

○辻委員 分かりました。ありがとうございました。一旦、私からは結構でございます。

○石田委員長 ありがとうございました。それで辻委員は案1、案2、どちらというのでしょうか。

○辻委員 今の国民目線で、この案件というのは終了プロセスにのったのだけれども、ただいろいろ議論があって、考えるべき事柄があるということが、国民の皆様が分かるよう

な仕組みが担保されるのであれば、私もぎりぎり案1でもいいのかなって気がいたします。法律上の理由は、7条8項ですかね、主語が「総務大臣は」ってなってしまう部分は、今後、反対する方々はその辺り興味を持たれるのかなという観点も考えて、今みたいな結論になった次第でございます。

以上でございます。

○大上参事官 ありがとうございます。

では、大見委員、お願いします。

○大見委員 公サ法の37条以下に、官民競争入札等監理委員会の設置に関する事項が書いてあると思うのですが、37条で設置の目的が書かれていて、その目的のところを見ると、基本的には競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、設置するというふうに書いてあって、まず競争性を維持するみたいなのが目的であるのかなと思っています。

次に、38条のところはこの委員会の所管事務について書かれているのですが、1項で、この法律の規定によりその権限に属させられた事項について本委員会は処理するというふうになっていて、次に2項で、「委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣又は総務大臣を通じて関係する国の行政機関等の長に対し、必要な勧告をすることができる」と書いてあります。この法律の立てつけを前提にすると、評価についてそもそも委員会のほうで意見を出すことができるのかと、この権限に属させられた事項に入るのかなというところがちょっと疑問に思っております。

その前提に立ったときに、意見の書き方というのは評価書と追記の部分は分けたほうがいいかなと思うので、案1、案2があるかと思うのですが、私としては案1にしたほうがいいかなと思っています。本文のほうには入れないほうがいいのではないかと思っております。その趣旨としては、法律の規定の仕方ということと、あともう一つは総務大臣の評価書の中に入ってしまうと、意見を表明した責任主体というか、その部分が分かりにくくなるのかなという、その2点からそういうふう考えています。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 ありがとうございます。気になっていたことがありまして、JICAの件で思い出したのですが、「終了プロセス」について、どなたも反対されたわけではなかったと記憶しております。むしろ「改善案」を主張されているように記憶しております。「終了プロセス」に、反対されていなかったのではないのでしょうか。そもそもこの評価書の報告は「終了プロセスに向かう」あるいは、「終了する」という表明にすぎません。どなたも反対意見をされていなかったと記憶しております。むしろ終了プロセスを認めた上での「助言」をされたのではないかと記憶しております。しかもこの御助言が、実施機関のJIC

Aが、「廃止することの検討もしている」ということを受けて後押しするという形での助言だったと記憶しております。

そして、参考でいただいている委員長見解につきましても、終了プロセスの「賛成」あるいは「反対」について意見を述べられているものではなく、むしろ「こうしてください」という御助言を述べられているにすぎないと理解しました。そもそも過去に終了プロセスへの「反対」があったのでしょうか。私がこの委員会のメンバーに入らせていただいてから、「反対」意見というのは、記憶にありません。むしろ「御助言」を述べられていたと記憶しております。

御助言された委員のご主張は、「もっとこうしたほうがいい」とかという御助言であったと思われました。

そう考えると、提出されている案1と案2は、案2が「反対意見」を表示されています。案1については、特にJICA側が廃止を含めた見直すことが望ましいことを述べられていますので、これでいいのかなと思いました。

以上です。

○大上参事官 事実関係についてお答えしてもよろしいですか。すみません。

いろいろ御意見ありがとうございます。

まず、大見委員から法律に基づく御指摘をいただいたところでございます。御指摘のように、評価は、あくまでも主語は総務大臣でございます。

その上で、委員会の所掌事務について言及いただいたところでございます。所掌事務は38条ですけれども、こちら基礎資料のほうにも、後でも御覧いただければと思いますが、簡単にまとめております。93ページを後で御参照いただければと思いますが、法律上は評価に関する委員会の権限はございません。ですが、繰り返しになりますけれども、こちらの評価につきましては、市場化テストを継続するか終了するかというものは選定に直結するということがございます。また、いろいろ御助言をいただく知恵の機関ということもありますので、公共サービス改革基本方針のほうで、閣議決定で、委員会の評価書については委員会の議を経る、見ていただくと。でも、最終的な実施主体は総務大臣というのは法律で決まっておりますので、その辺りで運用してまいったというところで、事実関係については御紹介させていただきます。

次に、石川委員ありがとうございます。こちらですが、JICAの関係ですと、終了プロセスに移行するということは、先ほどの縷々申し上げた評価基準につきましては全て満たしておりますので、終了プロセスに移行することにつきましては、どなたからも御異論はいただいているところでございます。それに関してはそういう御認識でございます。

その上で、今まで反対意見があったのかということですが、これも先ほど来取り留めなく話しておりますけれども、こちら合議制の機関ですので、もし反対する場合、結構あるのですよ。その場では、ちょっとこれ慎重にやったほうがいいんじゃないかといった意見は

入札監理小委員会でままだまあることですが、それについて実施機関が説明して納得すれば、それはそれまでですし、検討するべきという意見があれば持ち帰りになったりですとか、再審議になったりとか、そういうことで何度か審議を繰り返して、委員会の合議としてこれを終了するのか継続するのかということは、議を経ているところでございます。

事実関係の御紹介でございました。

○石田委員長 ありがとうございます。

大分時間も押してまいりましたが、ほかの委員は御意見ございませんか。小尾委員、どうぞ。

○小尾委員 私、結論から言うと、案1のほうがいいかなと思います。一つ理由としては、先ほどからもいろいろありましたが、案2の表現だと、総務大臣がこの評価を下しているということについて、「事業の実施にあたり留意することを望む」というこの主語、誰がというのが総務大臣になってしまう。総務大臣が留意を望むということになるとすると、それは監理委員会の判断ではないということになりますので、この表現は少なくとも望ましくないのではないかとということです。もし書くのだとしても、追記するとおりに、一部の委員から意見がありましたという事実だけを書くべきであって、委員会としての判断をこの中に追記するというのは望ましくないのではないかと考えます。なので、今の案2のままであれば、案1のほうが望ましいと考えます。

私からは以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、何人かの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、今までの意見をまとめると、案1、事務局案のままでいくということが、もう既に12人の委員の皆様方から賛成も得られるということでしたので、その方法でいくということで、御異議なしでよろしいでしょうか。その方向で進めさせていただきます。

今回の件については一部委員だったのですが、今後、小委が総意あるいは本委員会が総意のときにも、今後は全部追記という形で、事実だけ述べるという形でよろしいですか。それとも、これについてはまだ時間をかけますか。どういたしましょうか。

○大上参事官 小委の場合は委員長見解という前例があるので、そういったところも視野に御検討いただくのかなと思っております。あくまで委員会の意見ですので。

○石田委員長 ただ、今までの委員長の談話とか委員長の見解を見ると、どちらかというと「けしからん」という内容でした。事務事業について具体的な意見ということではどうもなかったような、「対応が後ろ向き」だとか、そういうものであったと思うので、委員長見解というよりはきちんとしたフローをしたほうが、小委としてもこれから議論がしやすいのかなと思います。私としては、今まで小委の委員をしていた経験では、何もできずに終わってしまったという残念な気持ちが強いので、それについて委員長見解のような重々しいものではなくて、今後、こういう意見があったよということを表明する機会があればいいなと思っているところですが、いかがでしょうか。

今回は事務局案でいくということで、今後、例えば小委総意とか、本委員会の総意が得られたときどうするのかというのは、もう時間がないですから、機会があるときに。多分数はそんなに出てこないような気がします。

○大上参事官 どんな案件かにも多分よると思うのですよね。まさに委員長おっしゃった、けしからん案件なのか、時代を見てどうなのかというのが、委員の皆さんがそう思うのかというのは案件によって異なると思うので、そのときそのときでいかがでしょうか。

○石田委員長 それでよろしいですか。取りあえず今回は公開ということの場で。辻委員、どうぞ。

○辻委員 辻でございます。議論を混乱させる可能性があったら大変恐縮でございますけれども、もしも今後何かの案件で監理委員会の総意ではなくて、過半数がちょっとこれは課題があるんじゃないかと思った案件に関しては、これはあくまで今後の研究課題ということにとどめますけれども、公サ法の7条6項というのは、先ほど来事務局もおっしゃっている7条6項です。改革方針の案を定めようとするときは、監理委員会の議を経なければならないという文言がございますので、この部分で監理委員会として、現状の案ではよろしくないとか、そのような議を経ることが可能なのではないのかなという、あくまで私案でございますけれども、御紹介の趣旨でございました。

以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。今後のことについては、都度ではないですけど、機会があれば審議したいと思います。また、今回の資料は公表になっていきますので、参考意見として広く国民の皆様、関係府省の方にも見ていただくということ、意見表明の全体の流れについては、こういう考え方もあるという情報共有をしたということ、JICAについては事務局案の案1でいくということでよろしいですか。

では、貴重なお時間いただいてありがとうございました。少しだけ時間が押してしまいました。

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了しました。

これで本日の監理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —